

## ホンデュラスの農地改革と農民運動

著者	石井 章
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	8
号	4
ページ	10-17
発行年	1991-12-20
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00006499">http://hdl.handle.net/2344/00006499</a>

# ホンデュラスの 農地改革と農民運動

石井 章

## はじめに

ホンデュラスは中米5カ国の中でも最も開発が遅れた国といわれる。国の経済活動において第一次産業の占める割合がきわめて大きい。全就業人口中に占める農林水産業就業者の割合は52.5% (1987年)、国民総生産に占める農林水産業の割合は24.5%で、製造業の15.5%を大きく上回っている (90年)。経済は特定の一次産品の輸出に依存しており、87年においてバナナ、コーヒー、木材の3品目で輸出額の68.9%を占める。これに冷凍肉、エビを加えると輸出額の78.9%に達する。<sup>\*1</sup> 一方農業就業人口の80%近くが天水農地で自給用食料作物の栽培に従事している。農業部門内部は輸导向産品の生産に特化する部分と自給用および国内消費用の食料作物の生産を行なう部分にはっきり分かれ、二重構造を形成している。

第1表によって土地所有構造をみると、10ヘクタール未満の規模の農場は、数では全体の78.4%を占めるが面積では16.7%を占めるにすぎないことがわかる。一方50ヘクタール以上の規模の農場は農場数の4%で面積の55.5%を占めている。これらの数値は私有地のみならず国有地その他の形態の土地所有を含めた全農場についてである。次に私有地のみについてみると、10ヘクタール未満の規模の農場は数で72.4%、面積で12.5%を占め、50ヘクタール以上の規模のものは数で5.9%、面積で63.8%を占める。

他方ホンデュラスは中米の他の国と比べて労働者、農民の組織化が比較的よくすすみ、農民運動

の圧力により農地改革が実施されたという歴史を有する。中米では1952~54年のグアテマラのアルベンス政権下と、79~90年のニカラグアのサンディニスタ政権下で実施された二つの農地改革の間の時期にあつて、ホンデュラスの農地改革は注目すべき事例を提供するものである。本稿ではホンデュラスにおける農地改革の過程をたどり、改革が実施される前にいかなる農民運動が存在したか、さらにその前段階として土地をめぐる紛争がいかにして発生したかを考察する。

\* 1 1987年の数値については、Banco Central de Honduras, *Honduras en Cifras 1985-1987*, Tegucigalpa, n. d., 1990年については、The Economic Intelligence Unit, *Country Report, Guatemala El Salvador, Honduras*, 1991年, 第3号, 7ページ

## 1 農地改革前史

ホンデュラスにおける土地問題、土地をめぐる紛争は第2次大戦後の1950年代に始まる輸向農産物生産の発展と密接に結びついている。これは中米の他の国についても程度の差はあれいえることだが、サトウキビ、綿花、牧畜のブームに伴い地主はこれらの輸向農産物の生産に向けるため土地の集積を始め、それによって小農民が土地を奪われるという過程が進行する。小農民から土地が奪われるに伴い、国内消費向けの基礎的食料作物の生産に充てられる土地が減少する。

土地を奪われた小農民は、条件の劣る別の土地あるいは遠隔の地へ移動して耕作に従事するか、

土地なし農民として農場での雇用労働に従事するかの道を選ばざるをえない。輸出向け生産する農・牧場がこれらの土地なし農民に十分な雇用機会を提供するとはかぎらない。とくに牧畜の場合には広大な土地を必要とする一方で労働力需要がきわめて小さいので、雇用に及ぼす影響は深刻である。

このように輸出向け製品の浸透に伴い土地なし農民が増大したこと、食料生産の減少、雇用の減少がもたらされたことが一般的な土地紛争の背景としてあげられる。

ホンデュラスにおける農民運動の先駆をなしたのは1954年のバナナ・プランテーションの労働者のストライキである。ホンデュラスのバナナ産業はユナイテッド・ブランド会社の子会社であるテラ鉄道会社 (Tela Railroad Company) が主たる担い手であった。会社はこのストライキ後、技術革新による労働力需要の減少を理由に雇用労働者の大幅削減を行なった\*2。解雇された労働者の多数

が、会社に属する土地のうち未利用の土地を占拠し、農耕に従事した。会社がこれらの農民の追いだしにかかったときに、それに対抗して農民たちは61年に同国で最初の農民組織CCUC (Comité Central de Unificación Campesina, 農民統合中央委員会) を結成した。CCUCは62年に名称をFENACH (Federación Nacional de Campesinos de Honduras, ホンデュラス全国農民連合) と改めた。農民組織の結成に際してはバナナ農場のストライキで活躍した元農業労働者たちが大勢参加した。CCUC-FENACHが当時のキューバ革命の精神的影響を受けた反帝国主義的な色合いをもった組織であったのに対して、62年にAFL-CIOの影響を受けた反共主義的な別の農民組織ANACH (Asociación Nacional de Campesinos de Honduras, ホンデュラス全国農民連盟) が結成された。CCUC-FENACHと同様、ANACHの初期のメンバーの中にも大勢の元バナナ産業労働者が含まれていた。

1954年のバナナ・プランテーション労働者のストライキから全国的な農民組織の結成にいたる時期は、西半球にも東西冷戦の影響が色濃く表われた時期と重なる。バナナ・プランテーションのストライキの最中の54年6月に、隣国グアテマラでは革新的なアルベンス政権がCIAの支援を受けた反政府派の侵攻によって倒されるが、ホンデュラス政府はこの侵攻作戦のための基地を提供したといわれる。

1959年にキューバ革命が成功し、その刺激を受けて各国内の革新勢力の動きや労働運動、農民運動が活発化すると、体制側もそれに対抗する措置をとりはじめる。ホンデュラスの農民運動についていえば、根本的な変革を求めるFENACHに対抗して、妥協的な路線をとるANACHを組織したのがその例である。しかし出発点において妥協的な路線、反共主義的なイデオロギー傾向をもっていたとはいえ、このことはANACHがその後もつねに闘争的でなかったことを意味しない。これはその後の農民運動の展開においてANACHが果たした役割をみれば明らかである。他方、地主の側も

第1表 所有規模別農場分布 (1974年)

全農場				
規模 (ha)	農場数		面積 (ha)	
		%		%
1未満	33,771	17.3	21,542	0.8
1~10	119,274	61.1	418,725	15.9
10~50	34,390	17.6	729,361	27.7
50~500	7,461	3.8	881,132	33.5
500以上	445	0.2	579,099	22.0
計	195,341	100.0	2,629,859	100.0
私有地				
1未満	8,001	12.2	5,295	0.4
1~10	39,463	60.2	154,946	12.1
10~50	14,229	21.7	302,437	23.7
50~500	3,528	5.4	442,478	34.6
500以上	297	0.5	372,989	29.2
計	65,518	100.0	1,278,145	100.0

(出所) Ministerio de Economía, Dirección General de Estadística y Censos, *Censo Nacional Agropecuario 1974*より筆者が作成。

農民運動の高揚に対抗してFENAGH (Federación Nacional de Agricultores y Ganaderos de Honduras, ホンデュラス農牧業者全国連合) を組織し、自分たちの利益の防衛に努めた。

\* 2 雇用労働者は1953年の3万5000人から59年には1万6000人へと削減された。Centro de Documentación de Honduras (CEDOH), *Especial*, No. 30, "25 años de reforma agraria," 1987年9月, 5ページ。

## 2 農地改革の展開

ホンデュラスの農地改革は、最初の農地改革法が制定された1962年に始まり、今日まで続いているとされるが、それを(1)1962～71年、(2)1972～76年、(3)1977年以後の3期に分けて考察することが可能である。

### (1) 1962～71年

キューバ革命の他の国への波及阻止を主目的に、米国ケネディ政権のもとで「進歩のための同盟」(Alliance for the Progress)政策が打ち出されると、ラテンアメリカ各国でこの路線に沿った農地改革プログラムが採用された。ホンデュラスの1962年9月の農地改革法もその一つである。この農地改革法には国有地および未利用の私有地を再分配の対象とするという条項が盛り込まれた。同年、土地問題を扱う機関としてINA (Instituto Nacional Agrario, 農地庁) が設立された。

1963年10月にクーデターでロペス・アレジャーノ (Oswaldo López Arellano) 大佐が政権を奪取すると、農地改革はほとんど進められず、INAは実質的に休眠状態となった。ANACHは農地改革の実施を求めて、大規模な「ハンガー行進」などの手段により政府に圧力をかけた。これにより政府は農地改革の再開とINAの再活性化に同意せざるをえなくなった。

農民組織として最初につくられたFENACHは1963年に解体したが、68年にはANACHよりも闘争的な組織UNC (Union Nacional Campesina, 全

第2表 農民グループに対する土地の裁定 (1962～88年)

年	グループ数	成員総数	土地面積
1962	1	33	175
1963	2	23	149.20
1964	1	52	134
1965	1	54	117
1966	2	62	210.70
1967	5	280	2,539
1968	8	299	2,392
1969	19	632	3,728.50
1970	32	881	6,860
1971	32	994	7,113.80
1972	71	1,578	9,577.25
1973	177	4,170	28,820.75
1974	225	5,610	41,044.13
1975	163	5,555	38,824.88
1976	168	3,884	27,101.73
1977	108	2,549	19,978.36
1978	75	1,695	12,964.39
1979	94	2,002	12,789.13
1980	110	2,156	13,474.50
1981	156	4,175	18,837.40
1982	174	4,135	18,732.24
1983	136	2,481	10,297.10
1984	147	3,477	14,316.44
1985	143	2,763	15,865.59
1986	155	2,715	15,468.28
1987	162	3,223	12,351.97
1988	100	2,030	11,942.58
総計	2,467	57,508	345,805.92

(出所) INA, *La Reforma Agraria en Cifras (1962-1988)*。

国農民連合)が結成された。農民組織はその後離合集散を繰り返すが、ANACHとUNCは終始農民運動において指導的な役割を果たした。

1967年に新しいINA長官としてサンドバル (Roberto Sandoval) が任命されたことは農地改革の進展にとって大きな意味を持つものであった。一つは、サンドバルは改革部門(農地改革の受益者)に対して、それまでの個別農家が小地片を耕作する方式に代わって生産協同組合 (cooperativa de producción) 方式を奨励したことである。もう一つは大西洋岸のコロン県 (Departamento de Colón) のパホ・アグアンへの入植計画である。パホ・アグアンは5万1000ヘクタールの土地を擁する中米

における最大の土地入植計画である。サンドバル長官によって69年から71年の間に土地分配のペースは早められた(第2表)。

1971年にエルネスト・クルス(Ramón Ernesto Cruz)が政権に就き、サンドバルがINA長官を解任されると農地改革のペースは急激に低下した。農民の不満は高まり、土地占拠が頻発した。今回もANACHが首都テグシガルパへ向けて「ハンガー進行」を実施し、UNC, FECORAH(Federación de Cooperativas de la Reforma Agraria en Honduras, ホンデュラス農地改革協同組合総連合), それにバナナ・プランテーションの労働組合もこれを支持した。FECORAHは農地改革によって導入された農業協同組合の全国組織である。事態を重視したアレジャーノ将軍が72年に再度クーデターで政権を奪取、軍政に入った。

(2) 1972~76年

アレジャーノ将軍の第2期軍政(1972~75年)下に農地改革は最も積極的に進められた。62年から88年までの27年間の農地改革の過程で合計34万5806ヘクタールの土地が5万7508戸の農家に与えられたが、このうち42%が72~76年の5年間に実施されたものである(第2表)。

アレジャーノ将軍の1972年のクーデターには軍内部の改革派の将校がついたといわれ、第2次軍政は第1次のときとは違って変わって農地改革に対して積極的な姿勢を示した。軍事政権は政令8を公布して農地の再分配に着手した。ここで注意すべきことは、農地改革-農地の再分配が実施される前段階として、ほとんどの場合農民の実力行使、土地占拠があったということである。その多くはANACH, UNCの指導するものであった。政府は農民の要求を受けて、それへの対応として土地の裁定を行なった。

第2次アレジャーノ軍政のもとでINA長官を務めたポンセ(Ponce), マルドナード(Maldonado)両長官はともに農地改革に関して積極的であったが、とくにマルドナード長官のもとでバナナ・プランテーションの土地がはじめて収用された。し

第3表 農民グループに対する土地の裁定(要約, 1962~88年)

期間	グループ数	成員総数	土地面積 has.
1962~66	7	224	785.9
1967~71	96	3,086	22,633.3
1972~76	804	20,797	145,368.74
1977~81	543	12,577	78,043.78
1982~86	755	15,571	74,679.65
1987~88	262	5,253	24,294.55
計	2,467	57,508	345,805.92

(出所) INA, *La Reforma Agraria en Cifras* (1962-1988)より筆者が作成。

かしこれは軍内部の反撥をかい、マルドナードはアレジャーノとともに1975年に追放された。

アレジャーノに代わってメルガル・カストロ(Melgar Castro)が政権の座に就き、農地改革に関する新法、政令170を発した。政令170では私有地の収用に関する条件を特定し、土地の質、地理的位置、潜在的生産力に従って私有できる農地面積の上限を設定した。この法律の複雑さと、それを利用した地主の側の防御策によって農地改革の進展は阻まれた。

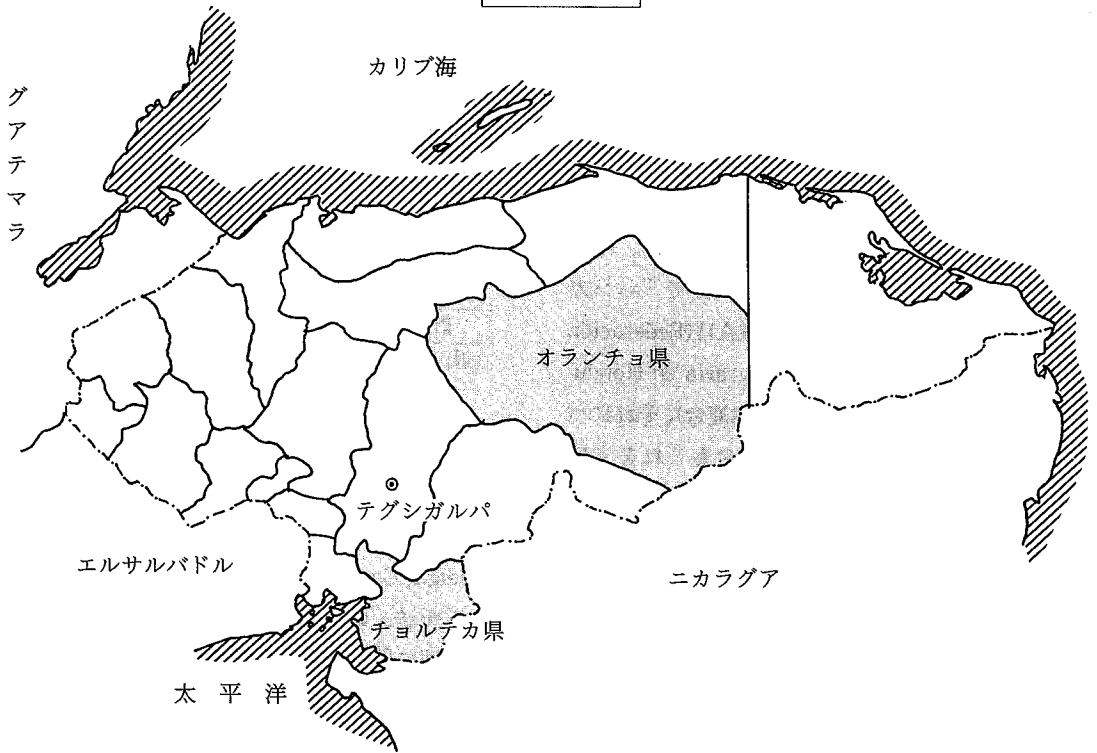
メルガル軍政は農民組織の圧力に対応して再度サンドバルをINA長官に起用し、これにより短期間ではあったが農地改革(土地の裁定)のプロセスは進展した。

(3) 1977年以後

1977年以後農地改革は急速に退潮する。1978年にパス・ガルシア(Policarco Paz García)将軍が政権に就き、82年の民政移管まで続いたが、パス・ガルシア軍政下で土地の再分配は停滞した。82年1月に民政移管が行なわれスアソ(Suazo Córdova)政権が発足、以後アスコナ(Azcona)政権、カジェーハス(Callejas)政権と3代民政が続いているが、民政下での農地改革は新たな土地の収用、再分配よりも、すでに農民が実質的に占有、耕作している土地について土地所有の資格を与える資格付与プログラムとして機能している。

一方、農民組織は内部抗争と分裂を繰り返したが、1979年11月に、ANACH, UNC, FECORAH,

ホンデュラス



UNCAH (Unión Nacional de Campesinos Auténticos de Honduras, ホンデュラス真正農民全国連合) が統一され、新たにFUNACAMH (Frente Nacional Campesino Hondureño, ホンデュラス全国農民戦線) が結成された。FUNACAMHは80年3月に大規模な土地占拠を挙行した。民政移管後も農民グループによる実力行使は繰り返されるが、パス・ガルシア軍政下のみならず民政下においても農民運動に対する弾圧は続き、以前よりも強まる傾向さえ見せている。

第2表は1962年から88年までの農地改革の実績を数値で示したものである。これによれば合計34万5806ヘクタールの土地が2647のグループ\*3を構成する5万7508名の農民に与えられている。第3表はこれらの数値を5年ごとの期間で区切って再度示したものである。72年から76年の5年間に農地改革が最も進展したことが数値の上からわかる。ところで農地改革の恩恵を蒙った「改革セクター」が全農業部門に占める割合に関しては、同じ年度について比較する数値がないが、仮に第1表の全

所有地面積(1974年)と比べてみると「改革セクター」に属する土地面積はその13.1%にすぎないことがわかる。

\*3 農地改革の受益者によって構成されるグループには、協同組合(cooperativa)、アセントミエント(asentamiento)、協同企業(empresa asociativa)の3種類の形態がある。3組織とも土地、資本の共同所有を要件とする。協同組合では土地の大部分は共有で、共同労働、共同経営が営まれるが、それ以外に成員は個別の小地片を割り当てられる。アセントミエント、協同企業でも共有地において商品作物の栽培あるいは牧畜を共同で経営するが、個別農家に属する土地の部分が多い。アセントミエントは12人のメンバーを構成要件とするが、共同企業は5人で構成できる。1984年においてこれらのグループの73%がアセントミエント、24%が協同組合、3%が協同企業であった。Stringer, R., "Honduras: Toward Conflict and Agrarian Reform," W. Thiesenhusen ed., *Searching for Agrarian Reform in Latin America*, Unwin Hyman, 1989年, 371~373ページ。

### 3 土地紛争と農民運動

農地改革の実施過程を顧みると、政府の側からの一方的な恩恵として農民に土地が与えられたという例はなく、農民グループによる土地占拠という実力行使がまず先行し、それへの対応としてINAが紛争の仲裁に入り、土地の裁定を行なうのが常であった。それではなぜ土地なし農民が発生し、土地をめぐる紛争が頻発するのか。

すでに述べたように、1950年代以降輸出向け農産物のブームに伴い、地主がその生産のために土地を集積し、小農民が土地を奪われるというのが中米一般にあてはまる図式であるが、とくに肥沃な太平洋岸低地における綿花の栽培の発達と、牛肉の輸出ブームに伴う牧畜の発達、牧草地の拡大は基礎的食料作物を生産する小農民の土地を奪ったという意味で深刻な影響を及ぼすものであった。

とくに牧畜は広大な土地を必要とする割に雇用創出に結びつかないからその影響はより深刻である。綿花、サトウキビ、バナナといった作物の栽培は肥沃な土壌と特定の気象条件が必要であり、したがってその地域的拡大は自然条件による制約を受けたが、牧畜の場合は牧草の育つところならばどこへでも広がった。それまで輸出向け農業の観点からはほとんど無価値とされていた土地さえも牧草地に転換された。

牧草地の拡大は主として森林の犠牲においてなされる。中米各国の農業センサスによれば1960年代から70年代にかけて急激な森林破壊が進んだが、各国内で森林破壊の進行が最もはなはだしい地域は牧畜、牛肉生産の盛んな地域と一致する。グアテマラのエスクイントラ(Escuintla)、ホンデュラスの Cholulteca(Choluteca)、コスタリカのグアナカステ(Guanacaste)の各県がそれである\*4。

ホンデュラスの南部、太平洋岸に位置する Cholulteca 県の場合、森林面積の割合は牛肉ブーム前の29%から74年には11%に減少する一方で牧草地面積の割合は47%から64%に増大している\*5。コス

タリカのグアナカステ県の場合は、森林面積は50年の34.4%から84年には10.2%に減少し、牧草地は同じ期間に39.2%から62.3%へと増大している\*6。

牛肉の輸出ブーム到来前からすでに輸出向け商品作物の栽培地の拡大により、小農民が肥沃な土地から追われ周縁的な地域へ移動する現象は起こっていたが、牛肉ブームによってそれに拍車がかげられた。ホンデュラスの場合、主として綿花の栽培の拡大により土地を失った小農民は周縁的な地域でトウモロコシ、フリホル豆といった自給用作物の栽培に従事した。そうした小農民にとって森林は薪や住居用木材その他日常生活に必要な資源の供給源として重要な意味をもつものである。さらに土地不足が深刻になると、小農民は森林の周縁部を切り拓いて開墾し、生計のための作物栽培を始める。

要するに森林の存在は貧窮化する下層農民の生活にとって安全弁の役割を果たすものであった。こうした周縁地域は、商業的農業の発達した中心地域からみれば圏外にあったためその影響を被ることなく自給的農業を維持することができた。しかし牛肉の輸出ブームと牧草地の地域的拡大によって様相は一変した。

ホンデュラスには土地所有権の明確でない未開発、未利用の土地が相対的に多い。とくに内陸の高原、丘陵地にはそうした土地が多く、センサスのうえで国有地、ムニシピオ(県[Departamento]の下位の行政単位)有地あるいはエヒード\*7の土地として分類されている。これらの土地を小農民が生活手段として利用することは伝統的に慣行として認められていた。これらの土地が牧草地に転換されるときには当然のことながら紛争が生じる。ホンデュラスで農民闘争が最も先鋭化したのはこうした地域においてであった。

ウィリアムズ(Robert Williams)は中米における土地紛争を、土地利用をめぐる二つのもの見方の間の相剋ととらえている。一つは土地利用の目的は国際市場向けの商品を生産し、それによって

国富を増加させることであるというエリート支配層の見方であり、もう一つは土地を基本的に人間の生活手段とみなす小農民の見方である\*8。小農民によれば、土地に対する究極的な権利は法的タイトル如何によってきまるのではなく、その土地が現実に利用されているか否かによってきまる。遠隔地にあつて商業的農業の及ばない土地は、その法的タイトル如何にかかわらず、伝統的慣行に従つてその土地を利用してきた小農民が権利を有する、というものである。1960年代以後先鋭化したホンデュラスの土地紛争はこのような土地をめぐる起きている。

1960年代にホンデュラス中部のオランチョ (Olancho) 県に牧畜ブームが及んで以後、地主の側による農民の殺害が同県内で3回起きている。65年4月にエル・フテ (El Jute) で6人の農民が殺されたのが第1回目、72年2月にタランケーラ (Talanquera) で6人が殺されたのが第2回めである。そして3回めの最も凄惨なのが75年6月にロス・オロコネス (Los Horocones) 牧場で起きた「オロコネスの虐殺」である。オロコネスの犠牲者はすべて農民運動の関係者であつた\*9。

オランチョ県は首都テグシガルパの東北に位置する面積の広い県である (地図)。1965年の第1回めの事件のころまでは同県西南端にある伝統的な牧畜地帯の北および東には広大な森林が広がり、森林の周縁部には、輸出向け農業の発達により国の南部の肥沃な農業地帯から排出された小農民が住みついて自給的農業を営んでいた。牧場経営者 (ランチェーロ) が牧草地の拡大を図つてこれらの小農民が利用していた土地 (法的権利が不明確) を牧場に組み入れようとしたことが紛争の原因である。

ホンデュラスの場合、政府がINAを通じて紛争の調停に入り、ある程度農民の要求を受け入れて農地改革を行なつたことから、隣接3国 (グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア) の場合のように農村の不安がゲリラ闘争、革命運動に発展するまでには至っていない。しかし1980年代に入って中米

紛争が地域化するに伴いこの状況に変化の兆しが現われた。ニカラグアでは79年の革命後、80年代はじめより反革命派ゲリラ、コントラとの内戦が勃発する。エルサルバドルでは左翼ゲリラFMLNと政府軍との内戦が81年から本格化する。中米紛争を東西対立の枠組みでとらえる米レーガン政権は、エルサルバドル政府およびコントラに肩入れする一方で、ホンデュラスを反共の砦として自陣営に抱え込み、軍事経済援助を行なつた。そういう状況下でホンデュラス国内の農村部における不穏な動きは危険分子 (共産主義者) の策動によるものととらえられたのである。82年の民政移管後に農民運動に対する弾圧はかえって強まっているという事実は、この時期の中米地域紛争との関連で理解する必要がある。

\* 4 Williams, Robert, *Export Agriculture and Crisis in Central America*, Chapel Hill, University of North Carolina Press, 1986年, 113ページ。

\* 5 同上書。

\* 6 Dirección General de Estadística y Censos, *Censo Agropecuario de Costa Rica 1950*, 同1984。

\* 7 形式上はムニシピオに所属し、実質的に住民の利用に供せられる土地。メキシコの農地改革で導入された土地保有・利用の制度としてのエヒードとは異なる。

\* 8 Williams, 前掲書, 118~121ページ。

\* 9 同上書 126ページ。

## おわりに

1980年代の中米地域紛争をみると、主たる紛争国はニカラグアであり、エルサルバドルであり、より程度は低いがグアテマラであつて、ホンデュラスはこれらの紛争の巻き添えを食うことはあつても自身は紛争の主役ではなかつた。ホンデュラスは中米で最も開発の遅れた国ではあるが、政治的、社会的に相対的な安定を保つてきた、というのが一般的な理解である。それではこの相対的な安定性は何に由来するのであろうか。



まず第1に、これはこの国の低開発性とも関連するが、ホンデュラスには国有地、エヒードの土地という名目の、私的所有権の及ばない土地が比較的多く存在したことである。このことが土地をめぐる紛争を緩和し、農村の安定に貢献した要因としてあげられる。

第2に前記の3カ国と比べてホンデュラスでは寡頭支配層、オリガルキーが相対的に弱体なこと、さらに軍部は通常支配階層と結びつき大衆運動を抑圧する側に回るのだが、ホンデュラスの場合、本論でみたように軍部は必ずしも一枚岩ではなく、それほど抑圧的ではないことがあげられる。

1979年革命前のニカラグアでは、ソモサ独裁政権のもとで労働運動、農民運動その他の大衆運動は抑圧された。80年の軍民政権（ドゥアルテ首班）成立前のエルサルバドル、85年の民政移管前のグアテマラでは、いずれも軍政下で農民運動は厳しく弾圧された。グアテマラにいたっては現在でも「農地改革」の言葉は禁句となっている。これに比べてホンデュラスの軍部は必ずしも支配階層の道具でないだけでなく、軍内部に農地改革に対して積極的な改革志向派が存在した。

第3に、第2点と大いに関連するがホンデュラスでは労働者、農民の組織化が比較的すすみ、農民運動の圧力によってまがりなりにも農地改革が実施されたことである。前節でみたように農民運動に対する弾圧はあったし、農民組織の間でも内部抗争、離合集散が繰り返されたが、ともかく30年近くにわたって組織が存続し、しかも政府の農地政策に影響力を及ぼしてきたという点で他の諸国にはみられない特徴を有するものである。

以上の3点が隣接3国と比べてホンデュラスに相対的安定性をもたらした要因としてあげられるが、しかしこれらはこの国が将来にわたって相対

的安定性を維持していくという保証にはならない。第3の要因は別として、第1、第2の要因はある意味でこの国の相対的後進性と関連するものであり、今後もおなじ状態が続くとは想定できない。すでに第1の要因に関しては、第3節でみたように牧草地の拡大により農民の生活圏が奪われるというかたちでその有効性は失われつつある。今後土地をめぐる紛争が激化すれば、それに対する抑圧も厳しくなることが予想され、他の諸国と比べて支配階層および軍がそれほど抑圧的でないという第2の要因もその有効性は疑問視される。

最後に中米地域紛争との関連をみると、1990年にニカラグアで総選挙に基づいてサンディニスタ政権が退陣し、次いでコントラが解体され、内戦が終了したこと、およびよりグローバルな枠組みでは東西冷戦体制が終焉したことにより、中米紛争は東西対立に巻き込まれた「地域紛争」としての性格を失った。いまやエルサルバドル、グアテマラの内戦、紛争はそれぞれ各国内の問題として扱われるようになった。それに伴いホンデュラスが隣接国の紛争の巻き添えを食う、あるいは米国から強力に肩入れされる、という状況はなくなった。それに代わり、いままでは陰に隠れていた国内の固有の問題がクローズアップされてくるであろう。ホンデュラスにおいて、80年代にニカラグアで起きた、またエルサルバドル、グアテマラでなお続いている反政府ゲリラ闘争、内戦が近い将来起こるといことは想定しにくい、この国の貧困、後進性をみると、紛争の起きる火種が存在することは否定できない。

(いしい・あきら／中南米総合研究プロジェクト・チーム)

〔付記〕 本稿は1989～90年度海外調査員の調査研究課題報告の一部である。